

亀山市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第10号

亀山市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の住居手当に関する規則（平成17年亀山市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第30条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び<u>条例第18条に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第30条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者（<u>条例第16条から第18条までに規定する扶養親族で条例第22条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>）、父母又は配</p>

偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。